

2025 年 7 月 17 日

各 位

会 社 名 サンユー建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 馬場 宏二郎
(コード番号：1841 東証スタンダード)
問合せ先 取締役総務部長 長谷川 哲夫
(TEL：03-3727-5752)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払 込 期 日	2025 年 8 月 15 日（予定）
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 11,822 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,100 円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	13,004,200 円
(5) 処 分 方 法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出 資 の 履 行 方 法	金銭報酬債権の現物出資による
株式の割当ての対象者 (7) 及びその人数並びに 割り当てる株式の数	当社の取締役（社外取締役を除きます。）5 名 11,822 株

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、2018 年 5 月 18 日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。なお、2018 年 6 月 27 日開催の第 69 回当社定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の交付のために対象取締役に対して年額 20 百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、年 2 万株以内の譲渡制限付株式を交付すること等につき、ご承認をいただいております。また、2021 年 6 月 28 日開催の第 72 回定時株主総会において、譲渡制限付株式の譲渡制限期間を割り当てを受けた日より取締役の地位を退任する日までの期間までとすることにつき、ご承認をいただいております。

【本制度の概要】

本制度は、対象取締役に対し、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行または処分し、これを保有させるものです。

本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額は、年額 20 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とします。また、本制度により当社が取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は年 2 万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整できるものとします。）とし、1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ①対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ③当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等が含まれること

今般、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象取締役 5 名に対し金銭報酬債権合計 13,004,200 円を支給することを決議するとともに、本制度に基づき対象取締役に当社の普通株式合計 11,822 株を支給するために、本自己株式処分を行うことを決議いたしました。

3. 本割当契約の概要

当社と各対象取締役は個別に本割当契約を締結しますが、その概要は以下のとおりです。

- （1）譲渡制限期間 2025年8月15日から当社の取締役の地位を退任する日（ただし、①本割当株式の交付の日の属する事業年度終了後3ヶ月を経過するまでに退任する場合および②当社の各事業年度に係る定時株主総会の開催日に退任する場合については、当該事業年度終了後、3ヶ月が経過した時点（7月1日））までの期間

対象取締役は、上記期間中は、割当てを受けた当社の譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

- （2）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本払込期日からその後最初に到来する定時株主総会の直前時までの期間（以下「本役務提供期間」といいます。）中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間において上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとします。

（３）譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち本割当契約の概要（１）の本譲渡制限期間が満了した時点において本割当契約の概要（２）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

（４）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）本割当株式の管理

本割当株式について、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象取締役は当社が予め指定する金融商品取引業者（三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）に専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、当該口座にて管理いたします。

４．処分価格の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前取引日となる 2025 年 7 月 16 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である 1,100 円としております。

これは、当社取締役会決議日の直前取引日の市場価格であり、合理的で、かつ特に対象取締役に有利な価格には該当しないものと考えております。

以 上